

山形村地域防災計画追録第4号（令和7年度修正案） 主な修正点

1 長野県地域防災計画修正を受けた主な修正内容（令和6年度までの修正内容を反映）

- 適切な防災行動の周知
- 避難所の感染症対策
- 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- 長野県地震防災対策強化アクションプランの策定に伴う修正

2 山形村内部での主な修正内容

- 組織改編に伴う課等名称の変更
- 地震被害想定（被害を想定する地震）
- 災害対策基本法の改正を受けた職員配備体制の修正
- 各種資料の見直し及び追加

3 山形村地域防災計画の主な修正点（長野県地域防災計画修正）

No.	項目	修正箇所	修正内容
1	避難勧告の廃止等、 避難情報の変更	計画全体	○災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）により、避難勧告が廃止されて避難指示に一本化されたこと、また、避難指示を従来の避難勧告の段階で発令することとなったことなどから、次のような修正を行う。 ・「避難勧告」を削除する（又は「避難指示」に改める。）。 ・「避難指示（緊急）」を「避難指示」に改める。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に改める。 ・「緊急安全確保」を新たに規定する。
		第2編第2章第13節 「避難受入れ及び情報提供活動」 新旧対照 p. 97 本編 p. 287	○避難情報の変更に伴い、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の意味について記載する。
2	衛星通信の活用	第2編第1章第3節 「情報の収集・連絡体制計画」 新旧対照表 p. 19 本編 p. 59	○通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、災害時を想定した非常通信訓練を行うことについて記載する。
3	宿泊場所として利用可能な施設等のリス	第2編第1章第5節 「広域相互応援計画」	○応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に

No.	項目	修正箇所	修正内容
	ト化	新旧対照表 p. 21 本編 p. 64	対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めることについて記載する。
4	避難行動要支援者個別避難計画	第2編第1章第9節 「要配慮者支援計画」 新旧対照表 p. 27～29 本編 p. 95、96	避難行動要支援者個別避難計画に関して、次の事項について記載する。 ○個別避難計画作成の努力義務 ○個別避難計画の事前提供 ○個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮 ○地区防災計画との調整
		第2編第1章第30節 「防災訓練計画」 新旧対照表 p. 56 本編 p. 181	○避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練の実施について記載する。
		第2編第1章第37節 「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」 新旧対照表 p. 61 本編 p. 192	○個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めることを記載する。
5	車中泊避難者の支援方策の検討	第2編第1章第12節 「避難の受入活動計画」 新旧対照表 p. 39 本編 p. 111	○やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めることについて記載する。
6	福祉避難所の指定	第2編第1章第12節 「避難の受入活動計画」 新旧対照表 p. 36 本編 p. 106, 107	○福祉避難所の要件について、次のとおり記載する。 ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること ・要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること ・要配慮者の滞在のために必要な居室が可能な限り確保されること ○福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示することを記載する。 ○前項の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよ

No.	項目	修正箇所	修正内容
			う努めることを記載する。
7	在宅避難者等の支援	第2編第1章第12節 「避難の受入活動計画」 新旧対照表 p. 39 本編 p. 111	○在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めることについて記載する。
		第2編第2章第13節 「避難受入れ及び情報提供活動」 新旧対照表 p. 107 本編 p. 298	○半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めることを記載する。
8	広域避難・広域一時滞在	第2編第1章第2節 「災害発生直前対策」 新旧対照表 p. 17 本編 p. 56	○大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の地方公共団体との協力体制の構築など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることを記載する。 ○指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞用の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることについて記載する。
		第2編第1章第29節 「防災知識普及計画」 新旧対照表 p. 54 本編 p. 176	○大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めることについて記載する。
		第2編第2章第13節 「避難受入れ及び情報提供活動」 新旧対照表 p. 106 本編 p. 297	○広域避難、広域一時滞用を実施する場合の、県及び県内各市町村との協議、避難の実施、避難者への情報提供等について記載する。
9	新型コロナウイルス等感染症対策	第2編第1章第30節 「防災訓練計画」 新旧対照表 p. 56 本編 p. 181	○感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施について記載する。

No.	項目	修正箇所	修正内容
		第2編第2章第13節 「避難受入れ及び情報提供活動」 新旧対照表 p. 104 本編 p. 295	○指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めることについて記載する。
		第2編第2章第18節 「保健衛生、感染症予防活動」 新旧対照表 p. 111 本編 p. 318	○被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を、県の指示に応じて実施することについて記載する。
10	物資輸送拠点の効率的な運営	第2編第2章第11節 「緊急輸送活動」 新旧対照表 p. 95 本編 p. 283	○地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めることについて記載する。

上記のほか、長野県地域防災計画の改訂に伴う修正

4 山形村地域防災計画の主な修正点（村内部）

No.	項目	修正箇所	修正内容
1	組織改編に伴う課等名称の修正	計画全体	○令和7年4月の組織改編による修正 「教育政策課」を「教育委員会」に、「教育政策課長」を「教育次長」に修正する。
2	地震被害想定	第1編第5節 新旧対照表 p. 12 本編 p. 26～28	○想定地震を「境峠・神谷断層帯（主部）の地震から「糸魚川静岡構造線帯（全体）」に修正。併せて、建物被害、人的被害、ライフライン被害を上記地震による被害想定結果に修正する。
3	配備体制	第2編第2章第1節 新旧対照表 p. 62, 63 本編 p. 201, 202	○災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）により、避難勧告が廃止されて避難指示に一本化されたこと、また、避難指示を従来の避難勧告の段階で発令することとなったことを受け、職員の配備体制を修正する。
		第3編第2章第1節 新旧対照表 p. 144 本編 p. 601	○地震発生時の職員の配備体制を現状の運用内容に修正する。

No.	項目	修正箇所	修正内容
4	資料修正	資料2 災害危険箇所 新旧対照対表なし 資料編 p. 907	○ 2-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 1 急傾斜地の崩壊 区域名称：八幡大門2の土砂災害特別警戒区域に所在した公共的建物が県工事による崩落防護柵の設置により警戒区域内への所在に変更する。 対象施設：特別養護老人ホーム
		新旧対照対表なし 資料編 p. 911	○ 2-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 2 土石流 区域名称：「唐沢川1」及び「唐沢川2」について、記載漏れを追加する。
		新旧対照対表なし 資料編 p. 911	○ 2-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 3 砂防指定地 村内の指定地2箇所を追加する。
		新旧対照表なし 資料編 p. 921	○ 2-2 土砂災害ハザードマップ (その1 上竹田・下竹田・下大池地区) 凡例で示す■土石流 土砂災害警戒区域(危害のある土地の区域)の表示箇所「唐沢川1」及び「唐沢川2」を追加する。
		新旧対照表なし 資料編 p. 930	○ 2-8 土石流ハザードマップ 土砂災害警戒区域図及び土砂災害特別警戒区域図 土石流 (下竹田地区) 凡例で示す■土石流 土砂災害警戒区域(危害のある土地の区域)の表示として「唐沢川1」及び「唐沢川2」を追加する。
		資料3 協定関係 新旧対照表なし 資料編 p. 951～953	○ 3-1 山形村協定等締結状況 全庁的に災害関連の協定の再確認を行い、掲載漏れ、及び前回修正以降の新規締結協定を追加する。
		資料6 緊急輸送関係 新旧対照表なし 資料編 p. 966	○ 6-1 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点 (2) 物資輸送拠点 物資輸送拠点を「農業者トレーニングセンター体育館」から「ふれあいドーム」に修正する。

No.	項 目	修 正 箇 所	修 正 内 容
		<p>資料 7 避難受入れ関係</p> <p>新旧対照表なし 資料編 p. 971～972</p> <p>新旧対照表なし 資料編 p. 973</p> <p>新旧対照表なし 資料編 p. 974</p>	<p>○ 7-1 指定避難所及び指定緊急避難場所、医療救護所、福祉避難所</p> <p>(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所、医療救護所、福祉避難所 指定避難所の収容に係る 1 人当たり面積をスフィア基準に準拠した 3.5 m²/人に修正した面積での収容人員数に修正する。</p> <p>(2) 協定による福祉避難所 協定による福祉避難所 15 か所を新規に追加する。</p> <p>○ 7-2 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設</p> <p>「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、浸水想定区域や急傾斜地の崩落等が発生する区域内に位置する要配慮者利用施設のうち「利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があると認められる施設を地域防災計画に定める」とされている。村として指定すべき施設の条件をまとめたことに伴い、対象となる施設を新規追加する。</p> <p>※ 地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、計画に基づく訓練の実施及び村への訓練の実施報告が義務付けられる。</p>
		<p>資料 16 備蓄関係</p> <p>新旧対照表なし 資料編 p. 989</p>	<p>○ 16-1 村の備蓄量の目標数</p> <p>県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性（令和 6 年 10 月 11 日付 6 危第 168 号）を参考に、標準備蓄品目の最低確保量を必要数量の 1/3 とし、必要数量の全量確保を目標とし、新規追加する。</p>

No.	項 目	修 正 箇 所	修 正 内 容
		済料 17 その他 新旧対照表なし 資料編 p. 990	○ 17-1 過去の主な災害記録 前回修正以降の記録として、令和3年8月の豪雨被害を追加する。